

平成30年1月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
平成28年(行ウ)第392号 不当労働行為救済命令取消請求事件  
口頭弁論終結日 平成29年10月16日

判決

原告 学校法人X  
被告 国  
処分をした行政庁 中央労働委員会  
被告補助参加人 Z組合

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、原告の負担とする。

事実及び理由

#### 第1 請求

中央労働委員会が平成26年(不再)第39号事件について平成28年6月15日付けでした命令を取り消す。

#### 第2 事案の概要

##### 1 事案の要旨

原告の教職員によって組織される労働組合である被告補助参加人と原告の間で行われた団体交渉に関し、被告補助参加人が東京都労働委員会(以下「都労委」という。)に対して当該団体交渉における原告の対応が労働組合法(昭和24年法律第174号)第7条第2号の規定に違反する旨の申立てをしたところ、都労委が被告補助参加人の請求に係る救済の一部を認容する旨の命令を発し、さらに、当該命令を不服として原告がした再審査の申立てについて中央労働委員会(以下「本件処分行政庁」という。)が当該申立てを棄却する旨の命令を発した。

本件は、原告が、本件処分行政庁のした当該命令が違法である旨を主張して、その取消しを求めた事案である。

##### 2 前提事実(当事者間に争いのない事実又は括弧内において掲記する証拠若しくは弁論の全趣旨によって容易に認めることができる事実等)

###### (1) 原告及び被告補助参加人

ア 原告は、明治21年に創立された学校組織を前身とし、及び昭和22年12月に成立した学校法人であり、B1幼稚園、B1小学校、B1中学校及びB1高等学校を維持、経営している。

イ 被告補助参加人は、原告に勤務する労働者である教職員によって組織され、及び平成12年1月8日に設立された法人格のない労働組合である。

ウ 平成25年1月現在における原告の教職員数は、154名であり、また、平成24年12月現在における被告補助参加人の組合員数は、約60名である。

###### (2) 原告及び被告補助参加人との間の団体交渉の経過

- ア 原告と被告補助参加人は、平成20年から平成23年までの間、1年当たり四、五回の団体交渉を行ってきた。この団体交渉のうち平成22年11月30日に行われた団体交渉（以下「H22/11/30団交」という。）より前に行われた合計11回の団体交渉における被告補助参加人からの出席者（以下「組合側出席者」という。）の人数は、いずれも7名以下（5名から7名までの範囲内）であった。
- イ H22/11/30団交における組合側出席者の人数が9名であったことから、H22/11/30団交以後、団体交渉への組合側出席者の人数を7名以内にするように原告が要求したが、被告補助参加人は、この要求を拒否した。
- ウ 原告と被告補助参加人は、平成23年1月18日、同年2月22日、同年7月5日、同年11月15日及び同月29日に団体交渉をそれぞれ行った（以下当該団体交渉のうち同年7月5日に行われたものを「H23/7/5団交」と、同年11月15日に行われたものを「H23/11/15団交」と、同月29日に行われたものを「H23/11/29団交」という。）。組合側出席者の人数は、H23/7/5団交が8名で、H23/11/15団交及びH23/11/29団交が各9名であった。
- エ 原告と被告補助参加人は、平成24年11月13日に団体交渉を行った（以下この団体交渉を「H24/11/13団交」という。）。H24/11/13団交における組合側出席者の人数が10名であったことから、原告からの出席者（以下「学園側出席者」という。）は、組合側出席者に対し、H24/11/13団交において、次に行う団体交渉において組合側出席者の人数が7名より多い場合には当該団体交渉を拒否する旨を述べた。
- オ 原告と被告補助参加人は、同月27日に団体交渉を行った（以下この団体交渉を「H24/11/27団交」という。）。H24/11/27団交における組合側出席者の人数が8名であったことから、学園側出席者は、組合側出席者に対し、H24/11/27団交において、組合側出席者の人数が7名以内でなければ団体交渉の議題に入ることができない旨を述べた上で、最終的に、組合側出席者の質問に回答しないまま、その場から退席した。
- カ 上記アからオまでの各団体交渉のうちH22/11/30団交より前のものにおける学園側出席者の人数は、3名から6名までの範囲内であり、また、H22/11/30団交以後のものにおける当該人数は、H24/11/13団交における人数が4名であるほかは、いずれも5名であった。
- (3) 不当労働行為の申立て及びその後の経過
- 被告補助参加人は、平成24年12月26日、都労委に対し、原告がH24/11/27団交において組合側出席者の人数が7名以内ではないと

して協議に入らず、組合側出席者からの質問に回答しないなどの対応をし、これが不誠実な団体交渉に当たり、また、H24/11/27 団交の場を退席したことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる旨を主張して、原告が労働組合法第7条第2号の規定に違反した旨の申立て（以下「本件救済申立て」という。）をした。

都労委は、平成26年7月1日付けで、原告が当該対応等をし、これが同号に規定する不当労働行為に当たるとして、原告に対し、被告補助参加人が団体交渉を申し入れたときは、組合側出席者の人数が7名以内でないことを理由として当該団体交渉を拒否してはならず、誠実に応じなければならない旨の命令（以下「本件初審命令」という。）を発し、被告補助参加人の請求に係る救済の一部を認容し（当該救済の内容には陳謝文の掲示が含まれていたが、本件における救済としては、本件初審命令の内容をもって足りるとした。）、同月28日、本件初審命令に係る命令書を原告に交付した。

原告は、同年8月7日、本件処分行政庁に対し、本件初審命令を不服として、再審査の申立てをした（その事件番号は、中央労働委員会平成26年（不再）第39号である。）。本件処分行政庁は、平成28年6月15日付けで、当該申立てを棄却する旨の命令（以下「本件命令」という。）を発し、同年8月4日、本件命令に係る命令書を原告に交付した。

原告は、同月31日、当裁判所に対し、本件訴えを提起した。

### 3 争点及び当該争点に関する当事者の主張

本件における主な争点は、H24/11/27 団交に関し、①学園側出席者の対応が原告による不誠実な団体交渉に当たるとか及び②学園側出席者がその場を退席したことが原告による正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるとかであり、これらの争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

#### (1) 争点①(H24/11/27 団交に関し、学園側出席者の対応が原告による不誠実な団体交渉に当たるとか)に関する当事者の主張

##### ア 被告の主張

(ア) 原告と被告補助参加人の間で平成23年に行われた合計5回の団体交渉における組合側出席者の人数は、そのうち2回が7名であったが、その余の3回については8名又は9名であり、さらに、H24/11/13 団交における当該人数は、10名であった。しかし、これらの団体交渉のうち組合側出席者の人数が7名よりも多かったものにおける交渉事項、交渉の態様、着席配置等の状況を踏まえると、H24/11/27 団交に組合側出席者として7名より多い人数の者が出席したとしても、秩序のある団体交渉を期待することができない状況にあったとはいえない。H24/11/27 団交における組合側出席者の人数が8名であるところ、この8名と原告の主張する7名の差は1名のみであって、このような出席者の人数の僅かな

差異によって顕著な相違が生ずるとは考えられない。そもそも、団体交渉における被告補助参加人の交渉態度が悪化したことはなく、組合側出席者の人数が7名以内かどうかで被告補助参加人の交渉態度が変化したものでもない。したがって、団体交渉への組合側出席者の人数を7名以内とする条件を課すことに合理的な理由があるとはいえない。

それにもかかわらず、原告は、組合側出席者の出席人数を7名以内に制約し、これを超えると団体交渉には応じないとする立場に固執し、その原告の立場を一方向的に述べるだけで、被告補助参加人が原告のこの対応の理由を尋ねるべく、H24/11/27団交の前の団体交渉であるH24/11/13団交が成立していたことを確認する旨の質問をしても、これに回答しなかった。

- (イ) 労働組合は、労働組合法第6条の規定により、団体交渉への出席者を自主的に選定する権利を保障されており、その出席人数についても、合理的な理由がない限り、労働組合の裁量による決定を使用者が制約することはできないのであるから、仮に、原告が組合側出席者の人数を制約する理由を説明したとしても、被告補助参加人がこれに当然に従う必要はないし、被告補助参加人は、原告に対し、その理由が合理的なものであるかにつき、更に具体的な説明を求めることができる。原告は、被告補助参加人の当該権利に配慮することなく、組合側出席者の人数が7名以内でなければ団体交渉を行わないという原告の考えを具体的な理由を説明せずに繰り返し述べるという不誠実な交渉態度をとり続けた。被告補助参加人がこの原告の要求を一方向的なものであると受け取り、上記(ア)のような質問をすることはもったもなことである。原告と被告補助参加人の間で、出席者の人数に関する協議が尽くされていたとはいふことはできない。
- (ウ) したがって、H24/11/27団交における学園側出席者の対応は、原告による不誠実な団体交渉に当たり、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為となる。

#### イ 原告の主張

- (ア) 原告と被告補助参加人の間で行われてきたH22/11/30団交よりも前の合計11回に及ぶ団体交渉への出席者の人数は、双方とも7名以内であったのであり、遅くともH22/11/30団交の前の平成22年11月中旬頃までには、原告と被告補助参加人の間で、団体交渉への出席者の人数を7名以内とするとの慣行が成立していた。
- (イ) 原告と被告補助参加人の間の団体交渉への出席者の人数の制約についての協議は、H22/11/30団交における組合側出席者の人数が9名であったとき以降は、いわば平行線であった。原告は、被告補助参加人に対し、H24/11/13団交において、当該制約の

理由として、組合側出席者が多いことによって感情的対応がとられがちであるから、そのような状況を避け、団体交渉を効果的に秩序を持って行うとの合理的な理由を説明している。すなわち、組合側出席者の人数が増えると、H 2 3 / 1 1 / 1 5 団交を始めとして、団体交渉における組合側出席者の発言の語気が強くなるのであり、その出席者の人数と暴言の増加には、因果関係がある。また、組合側出席者の人数が増えている状況下では、組合側出席者が学園側出席者の発言を遮ることがあり、かつ、原告から出席していた理事長であるB 2（平成25年3月まで在任。以下「B 2 理事長」という。）に対する誹謗中傷やB 2 理事長の人格を否定する言動も悪化した。原告と被告補助参加人の団体交渉が行われた部屋には、通常、1 2 脚の椅子があったところ、これ以上の人数が当該部屋に入ることは想定されておらず、組合側出席者の人数が8名以上となると、学園側出席者が組合側出席者にコの字型に囲まれる状態になり、学園側出席者にとって威圧感が生ずる。

(ウ) したがって、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交における学園側出席者の対応が原告による不誠実な団体交渉に当たるものではないから、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為とはならない。

(2) 争点②(H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交に関し、学園側出席者がその場を退席したことが原告による正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるかどうか)に関する当事者の主張

ア 被告の主張

(ア) 学園側出席者は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の冒頭で、組合側出席者に対し、組合側出席者の人数が7名以内でなければ議題に入ることができないことを述べ、この条件に従わない限り、団体交渉を拒否する方針を明らかにした上で、約27分間にわたり、組合側出席者の質問等にも応じず、被告補助参加人が当該条件に応じない限り団体交渉を終わりにすることを繰り返し述べ、議題に入るための議論を続けようとした組合側出席者の発言を打ち切り、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の場を途中で退席した。このように、原告は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交に臨むに当たり、被告補助参加人が団体交渉への出席人数を7名以内に制約するという条件に応じない場合には団体交渉を打ち切る方針をとっていたのであり、組合側出席者の言動によってというよりも、むしろ原告が一方的に設定した団体交渉への出席者の人数に被告補助参加人が応じないことを理由として団体交渉を退席したものとみることができる。

(イ) 原告が指摘する組合側出席者によってされたH 2 4 / 1 1 / 2 7 団交における強い口調による数回の発言や机を叩くなどの言動は、団体交渉の冒頭から学園側出席者がその場を退席するまでの約27分間にわたり、出席者の人数に固執し、被告補助参加人がこれに応じ

ない限り団体交渉を終わりにすることを繰り返し述べるという原告の不誠実な交渉態度への抗議の念から反射的にされたものにすぎない。原告がこのような交渉態度を改め、H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交において持ち帰って検討した結果を回答するなど被告補助参加人が申し入れた議題を学園側出席者が誠実に協議していたのであれば、被告補助参加人が申し入れた議題について実質的に協議することができる状況になっていたものであるから、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において、組合側出席者の言動により、秩序のある団体交渉が行われる見込みがなくなったとはいえない。

また、原告が問題があるものとして指摘するH 2 4 / 1 1 / 2 7 団交よりも前の団体交渉における組合側出席者の言動も、原告の不誠実な対応に対する抗議としてされたのであり、酌むべき事情がある。H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交における組合側出席者の言動は、原告が不誠実な対応をした場合にそれに対応してされたものであり、その後は、被告補助参加人からの要求事項の具体化について実質的な議論が行われ、原告が当該要求事項を持ち帰って検討した上で次回の団体交渉において説明することが確認されたものであり、この際に、組合側出席者が問題のある言動をしたという事実はない。原告がB 2 理事長を主要な発言者としていた結果として、組合側出席者の抗議等がB 2 理事長に向けられた面はあるが、一連の団体交渉において、組合側出席者の話が交渉の持ち方や組合員の労働条件と全く離れたものとなったものではない。

- (ウ) したがって、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の場を学園側出席者が退席したことは、原告による正当な理由がない団体交渉の拒否に当たるものといえることができるから、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為となる。

#### イ 原告の主張

- (ア) 学園側出席者は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において、組合側出席者の暴言や机を叩くという暴力的行為を踏まえ、これらの改善を求めたものの、組合側出席者は、これらを改善するつもりがなく、秩序を維持しないことを正面から容認、表明する発言を繰り返した。このため、学園側出席者は、秩序のある正常な団体交渉が期待することができないと判断し、やむなくその場を退席した。組合側出席者が大声を出し、机を叩き、これらを改める意思がないことを表明しても、なお学園側出席者がその場を退席することが不当労働行為になるのであれば、原告は、被告補助参加人の暴力的言動を受忍し続けなければならないことになるが、これは社会常識を逸脱している。

また、原告がH 2 4 / 1 1 / 1 3 団交において次回の団体交渉の出席者の人数を7名以内とするようあらかじめ求めたにもかかわらず、被告補助参加人がH 2 4 / 1 1 / 2 7 団交に必要なものに

あえて8名で出席したのであるから、原告において、被告補助参加人にH24/11/27団交において秩序のある団体交渉を行おうとする意思がないと考えたことも、やむを得ないものである。

(イ) 原告と被告補助参加人の団体交渉においては、B2理事長が学園側出席者の主要な発言者であったが、組合側出席者は、H23/11/15団交以降、B2理事長に対する個人攻撃ともいべき暴言を次第にエスカレートさせている。具体的には、組合側出席者は、H23/11/15団交において、「頼むって言ってんだったら頭下げて頼みなさい」、「何を偉そうなことを言っている、あなた」、「ふざけんよ」、「あんた、何言ってるの」、「ほんと、ばかやろう」、「ちょっとあなた黙りなさい」、「あなた、ちょっと汚いんじゃないの」、「真面目に働きなさい、あんた。経営者として。働けないんだったら、そこに座ってちゃ駄目でしょ」と発言し、H23/11/29団交においては、「お黙りください」、「何ごまかしてるの、あなた。ごまかすんじゃないよ」、「完全に処理能力が落ちてるね、この人もう」、「すげえ、あれ超能力者みてえだ」、「予言者」、「そんな汚いまねやめなさい」と発言し、H24/11/13団交においては、「何、汚いこと、しているんだ」、「間違いだったと思うんだたら、ちゃんと謝れよ」、「ずるいことするの、やめなさい」、「自分の都合のいいように物事全て運ぶと思って、七十何年生きているの」、「学校全体を沈めておきながら」、「あんたがそういう状態にさせてんだよ」と発言し、H24/11/27団交においては、「あなた。いかげんにしなさい」、「ふざけんじゃないよ」、「我々は。先生みたいに暇じゃないんですよ」、「本当に汚えな」、「あんた、その態度でどれだけ学校が沈んでいるか、本当に認識しろよ。あんたの17年間でどれだけ学校が沈んだんだよ」、「いいんじゃないですか、声が大きくなって」と発言し、また、複数人で机を数回叩いた。被告補助参加人は、団体交渉における具体的な要求事項を明らかにしないまま、専らB2理事長を個人攻撃するとの不当な動機に基づいて、団体交渉を行っていたものである。被告補助参加人にこのような不当な動機があったことは、学園側出席者がH24/11/27団交の場を退席したことの正当性を検討するに際して考慮されなければならない。

(ウ) したがって、H24/11/27団交の場を学園側出席者が退席したことが原告による正当な理由がない団体交渉の拒否に当たるものではないから、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為とはならない。

### 第3 争点に対する判断等

1 まず、争点①（H24/11/27団交に関し、学園側出席者の対応が原告による不誠実な団体交渉に当たるかどうか）について、判断する。

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の経緯に関し、次の各事実を認めることができる。

ア 学園側出席者は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の冒頭において、組合側出席者の人数が7名以内でなければ団体交渉の議題には入ることができないことを述べた。これを受け、組合側出席者は、原告として団体交渉を拒否するので、あれば、そのことを文書で示すように求めたが、学園側出席者がこの求めに対して明確な回答をせず、原告として団体交渉自体を拒否しているのではないことを述べるなどした。これに対し、組合側出席者は、上記の文書を出すように求め続けるなどし、開始時から約10分にわたって学園側出席者と組合側出席者の間で同旨のやり取りが繰り返された。

イ このような中で、組合側出席者は、学園側出席者に対し、上記アのような条件を述べたことの原因を尋ねるべく、H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交が被告補助参加人からの申入れに基づいて行われたこと及びB 2 理事長がH 2 4 / 1 1 / 1 3 団交に出席していたことを確認する旨の質問をした。これに対し、学園側出席者は、返事をするかしないかが原告の自由であることや自分の言葉で話をしようと思っていることなどを述べ、当該質問に対する明確な回答をしなかった。これを受け、組合側出席者がイエスかノーで回答するように学園側出席者に求めるなどしたが、学園側出席者は、その回答をせず、原告が被告補助参加人に対してH 2 4 / 1 1 / 1 3 団交において組合側出席者が7名以内でなければ団体交渉の議題には入ることができないことを告げており、そのような条件において団体交渉をするという条件付きでの団体交渉を受け入れていることを述べた。これに対し、組合側出席者は、原告と被告補助参加人が当該条件を合意したわけではないこと、被告補助参加人として組合側出席者の人数が常識を超えているとは思っていないことなどを述べるなどした。

ウ 上記イのやり取りに続けて、組合側出席者は、団体交渉を拒否する旨の文書を出すように再度求めたが、学園側出席者は、団体交渉を拒否するとは言っていないこと、組合側出席者の人数が7名になれば団体交渉を開始することを述べるなどし、約9分にわたってこれと同旨のやり取りが再度繰り返された。

エ 上記ウの後、学園側出席者は、この場でずっとやり取りをしてお互いに声が大きくなるだけであることを述べたが、組合側出席者は、声が大きくなってもよい旨を述べた。その後、学園側出席者は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交の場を退席した。

オ 上記アからエまでにおいて認定したやり取りに要した時間は、約28分間であった。

(2) 上記第2の2の前提事実及び上記(1)において認定した各事実に基づき、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交における学園側出席者の対応が原告による不誠



実な団体交渉に当たるかどうかについて、検討する。

ア 上記(1)において認定したとおり、学園側出席者は、H24/11/13 団交及びH24/11/27 団交において、組合側出席者に対し、団体交渉への組合側出席者の人数を7名以内とするように繰り返し求め、被告補助参加人がこれに応じなければ団体交渉の議題に入らないことを繰り返し述べている。

しかしながら、団体交渉に出席する者の人数を何名とするのか(これと密接に関連するものとして誰を出席させるのか)という事柄は、第一次的には、団体交渉に当たるそれぞれの当事者(労働組合及び使用者)においてする自主的な判断に委ねられるべき性質のものである。もとより、団体交渉のルールを当事者双方による協議によって作るとは望ましいものと考えることができるから、原告において、団体交渉の相手方である被告補助参加人に対し、組合側出席者の人数を7名以内にするように求めることや、その協議を求めること自体は許されるとしても、被告補助参加人が当該人数の制限の求めをそのまま応諾しなかったからといって、それを理由に団体交渉の議題に入らないとの態度をとることは、当該求めの内容とされる出席者の人数の制限についての客観的な必要性及び合理性を勘案し、当該求めが相当であると認められるものであるといった特段の事情のない限りは、許されないものであるというべきである。

イ そこで、上記アにおいて説示したところに従い、原告が被告補助参加人に対して組合側出席者の人数を7名以内にするように求めたことについて、その人数の制限に客観的な必要性及び合理性があるかどうか、ひいては相当であると認められるものであるといった特段の事情があるかどうかについて、検討する。

(ア) この点に関し、原告は、上記第2の3(1)イ(ア)のとおり、平成23年11月中旬頃までには、原告と被告補助参加人の間で、団体交渉への出席者の人数を7名以内とするとの慣行が成立していた旨を主張している。

しかしながら、本件全証拠を精査しても、原告の主張するような慣行が成立し、原告と被告補助参加人の間の明示又は黙示の合意の内容になっていたということを認めるに足りる証拠はない。確かに、上記第2の2(2)ア及びカの前提事実のとおり、原告と被告補助参加人の間で平成20年6月17日から平成22年11月17日までに行われた合計11回の団体交渉への出席者の人数が双方ともに7名以内であったことは認めることができるものの、このことから直ちに当該慣行が成立していたということはできないし、双方の間の合意となっていたと認めることは困難である。かえって、B2理事長は、その陳述書において、H22/11/30 団交における組合側出席者の人数が9名であったことを受け、H22/11/30 団交に

において、従来どおりの人数程度で行いたいことを述べたことを陳述しているところ、この陳述の内容は、原告自身も、平成22年11月30日の時において、団体交渉への出席者の人数を7名以内とすることが慣行となっているとまでの認識を有していなかったことをうかがわせるものというべきである。

したがって、原告の上記の主張を採用することはできない。

- (イ) また、原告は、上記第2の3(1)イ(イ)のとおり、組合側出席者の人数が増えるとその語気が強くなり、人数と暴言の増加には因果関係がある旨や、組合側出席者の人数が増えている状況において組合側出席者が学園側出席者の発言を遮ることがあり、かつ、B2理事長に対する誹謗中傷やその人格を否定する言動も悪化した旨を主張しており、B2理事長も、その陳述書及び都労委における審問において、当該主張に沿う内容の陳述をしている。

しかしながら、本件全証拠を精査しても、B2理事長が陳述するように、出席者の人数の増加によって、組合側出席者の発言の語気が強まったり、組合側出席者による暴言が増加したり、組合側出席者が学園側出席者の発言を遮るようになったり、又はB2理事長に対する誹謗中傷や言動が悪化したといった有意な因果関係を認めるに足りる的確な証拠はない。確かに、証拠及び弁論の全趣旨によれば、H23/11/15団交、H23/11/29団交及びH24/11/13団交において、上記第2の3(2)イ(イ)の原告の主張に沿う内容の発言を組合側出席者がしたことを認めることができるし、当該発言が団体交渉における発言として相当ではない内容を含むものと評すべきものであるとはいうことができるものの、本件全証拠によっても、この限度を超え、当該発言が組合側出席者の合計人数が7名を超えるものであることによってされたものであるとか、促進されたものであると認めることはできない。また、B2理事長の上記の陳述の内容も、組合側出席者の人数の増加に従って発言の語気が強くなるという結論を述べるものにすぎず、このような意味での因果関係が存在することを首肯させるに足りるような事実や根拠を述べるものとも解し難い。

かえって、証拠によれば、上記の組合側出席者の発言は、上記各団体交渉におけるその他の発言に比べて殊更に鋭い語気で発言されたといったようなものではなく、また、つぶやくように述べられたものもあるし、当該発言を含めた組合側出席者の言動によって殊更に学園側出席者の発言が遮られたり、その後の発言が不可能になったといったこともなかったことを認めることができる。加えて、当該各団体交渉においては、9名又は10名の組合側出席者が出席し（上記第2の2(2)ウ及びエの前提事実）、組合側出席者から当該発言があったものであるが、証拠及び弁論の全趣旨によれば、いずれの団

体交渉においても、出席者が実質的な議論の途中ないし議論に入る前にその場を退席するといったこともないまま終了しており、とりわけ、そのうちH24/11/13団交においては、団体交渉の後半において被告補助参加人からの要求事項に関する議論が始まってから団体交渉が終了するまでの間（上記の証拠の録音開始時から37分経過時頃から録音開始後2時間19分経過頃までの間）、双方の出席者が当該要求事項についての具体的な内容をめぐって実質的な議論を滞りなく続けていたこと（原告の主張するところの組合側出席者の暴言も、この間にされたものはない。）を認めることができる。

以上によれば、上記の原告の主張及びB2理事長の陳述は、採用することができない。

- (ウ) さらに、原告は、上記第2の3(1)イ(イ)のとおり、組合側出席者の人数が8名以上となると、学園側出席者が組合側出席者にコの字型に囲まれる状態となり、威圧感が生ずる旨を主張しており、B2理事長は、その陳述書及び都労委における審問において、当該主張に沿う内容の陳述をしている。

しかしながら、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告補助参加人の団体交渉が「百周年記念特別室」と称する原告の施設内の一部屋において行われているところ、当該一部屋の大きさや机及び椅子の状況に照らすと、組合側出席者の人数が7名を超えたとしても、少なくとも10名程度までであれば、学園側出席者が組合側出席者によって囲まれた状態となるとまではいうことができないし、それ自体によって学園側出席者に対して不当な威圧感を生じさせるようなこともないものと認めることができる。また、そもそも、本件全証拠によっても、団体交渉の場所を当該一部屋に限定しなければならない合理的な根拠を基礎付ける事情も、見だし難い。

したがって、いずれにしても、上記の原告の主張及びB2理事長の陳述も、採用することができない。

- ウ 上記イにおいて検討したところに加え、本件全証拠を精査しても、上記アにおいて説示した出席者の人数を7名以内にするものの客観的な必要性及び合理性を基礎付ける事情を認めるに足りるものがないことを併せて考えると、本件において、当該必要性及び合理性を是認することは困難であり、したがって、原告が求める上記の人数の制限が相当なものであるといった特段の事情を認めることはできない。

そして、上記(1)において認定したとおり、H24/11/27団交において、組合側出席者が、原告の対応の理由を尋ねるべく、H24/11/13団交が被告補助参加人からの申入れに基づいて行われたものであり、B2理事長が出席していたことを確認する旨の質問をしたにもかかわらず、学園側出席者は、団体交渉の場を退席するまでの間に、当該質問に対する明確な回答をしなかったものである。上記において

説示したように、団体交渉の出席者が7名以内でなければ団体交渉の議題には入ることができないとの求めについての客観的な必要性や合理性を肯定することができないことに照らすと、原告としては、H24/11/27団交において、被告補助参加人からそのような条件を付す理由等を問われた際には、団体交渉における誠実交渉義務の内容として、これに誠実に回答をすべき義務を負っていたものというべきである。そうすると、H24/11/27団交において、組合側出席者が学園側出席者に対して上記の質問をしたことには合理性があるものというべきであり、他方で、組合側出席者の人数が多いことを理由として議題に入ることができないとの態度をとり、当該質問に明確な回答をせず、その場を退席した学園側出席者の対応（以下「本件対応」という。）は、上記の誠実交渉義務に違反する不誠実なものであったというほかない。

この点に関し、原告は、H24/11/13団交において、出席者の人数を制限する理由として、組合側出席者が多いことによって感情的な対応がとられがちであるから、そのような状況を避け、秩序を持った団体交渉を効果的に行うとの合理的な理由を説明している旨を主張するとともに、原告と被告補助参加人との出席者の人数の制約についての協議がH22/11/30団交に9名の組合側出席者が出席したとき以降、いわば平行線であった旨を主張している。確かに、証拠によれば、H24/11/13団交において、出席者の人数を制限する理由として上記の主張に沿う理由を学園側出席者が述べたことを認めることはできるものの、その内容は抽象的なものにとどまっている。そして、上記イ(イ)において説示したとおり、組合側出席者の人数が増加することによって組合側出席者の暴言が増加したり、学園側出席者の発言を遮るようになったり、B2理事長に対する誹謗中傷等が悪化したというような事情を認めることができないことに鑑みれば、H22/11/30団交以降に上記の原告の主張に係る出席者の人数についてのやり取りが平行線をたどっており、さらに、H24/11/13団交において抽象的な理由を述べたことがあったとしても、H24/11/27団交までの間に、原告が出席者の人数に関する求めについての理由等を説明し尽くしていたということとはできない。したがって、原告の上記の各主張は、H24/11/27団交における学園側出席者の本件対応が誠実交渉義務に違反する不誠実なものであった旨の上記の判断を左右するものではない。

- (3) 上記(1)及び(2)において検討したところによれば、H24/11/27団交における学園側出席者の本件対応は、原告による不誠実な団体交渉に当たるものであり、労働組合法第7条第2号の規定に違反する不当労働行為を行ったものというべきである。

2 続いて、争点②（H24/11/27団交に関し、学園側出席者がその場

を退席したことが原告による正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるかどうか) について、検討する。

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において、組合側出席者は、上記 1 (1)において認定したやり取りを学園側出席者との間でする中で、上記第 2 の 3 (2)イ(イ)の原告の主張に沿う内容の発言をするとともに、机を数回叩くなどしており、このような言動には、その語気ないし氣勢、行為の態様等が上記 1 (2)イ(イ)において認定した H 2 3 / 1 1 / 1 5 団交、H 2 3 / 1 1 / 2 9 団交及び H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交における組合側出席者の言動と比べても、団体交渉におけるものとしてより適切さを欠くものと評すべきものが含まれていたことを認めることができる。

しかしながら、上記 1 (1)イ及びウにおいて認定したとおり、学園側出席者は、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において、その冒頭から、出席者の人数に関する条件に固執し、当該条件に従わない限り団体交渉の議題に入らないとの態度を示し、これを継続したものである。当該条件についての客観的な必要性や合理性を肯定することができないことは上記 1 (2)イ及びウにおいて説示したとおりであって、上記の証拠によれば、組合側出席者の言動は、このような学園側出席者の態度に抗議するために行われたものであると認められることに加え、上記 1 の争点①に対する判断において検討したところも勘案すれば、学園側出席者がこのような態度を改めることにより、組合側出席者の言動も、それに応じて改められたであろうことがうかがわれるものというべきである。さらに、上記のとおり、組合側出席者の上記の言動には、団体交渉における言動として適切さを欠くものが含まれると評すべきものの、上言己の証拠によれば、当該言動が、それ自体として、団体交渉の継続を不可能にさせるほどの氣勢や声量をもって続けられたものとはいうことはできない。

以上に検討したことを踏まえると、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において、学園側出席者は、組合側出席者の人数の制限という客観的な必要性や合理性を認めることのできない条件に固執し、これに対して組合側出席者が抗議の念から感情的な言動をするようになる中で、被告補助参加人として当該条件に応じないことが明らかになると、組合側出席者の言動が改められないことを確認した上で、当該条件のとおりによりその場を退席したものである。このような原告の対応を全体として見れば、原告が正当な理由なく H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交を拒否したものであるというほかない。

(2) 原告は、上記第 2 の 3 (2)イのとおり、㊦原告が出席者の人数を 7 名以内とするようあらかじめ求めたにもかかわらず、被告補助参加人が H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交に必要なのにあえて 8 名を出席させたこと、㊧被告補助参加人が専ら B 2 理事長を個人攻撃する旨の不当な動機に基づいて団体交渉を行っていたことを主張している。

確かに、上記第 2 の 2 (2)エ及びオの前提事実のとおり、原告は被告補助参加人に対して H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交において出席人数を 7 名以内と

するようあらかじめ求めていたにもかかわらず、被告補助参加人はH 2 4 / 1 1 / 2 7 団交に 8 名を出席させている。そして、被告補助参加人の当時の委員長である A 1（以下「A 1 委員長」という。）は、都労委における審問においてこの点についての理由を問われた際にも、明確な理由を述べることができていない。もっとも、A 1 委員長は、当該審問において、当該理由に関し、原告から 7 名以内にするように言われたこととの関係で 8 名以上としたものではなく、その時々で出席することが可能な者や団体交渉の内容との関係で出席を希望する者が集まり、結果として 8 名以上となったのであって、自らが委員長として何名で出席するのかといった指示等をしたものではない旨を述べている。そもそも、上記 1 (2) アにおいて説示したように、団体交渉の出席者の人数を何名とするかという事柄は、第一次的には、団体交渉に当たるそれぞれの当事者の自主的な判断に委ねられるべき性質のものであるし、8 名との人数は、原告が求めていた 7 名以内との人数を 1 名上回るものにすぎない。したがって、上記㉠の原告の主張は、上記(1)の判断に影響を及ぼすものではない。

また、上記(1)の証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記 1 (2) イ (イ) 及び上記(1)において認定した H 2 3 / 1 1 / 1 5 団交、H 2 3 / 1 1 / 2 9 団交、H 2 4 / 1 1 / 1 3 団交及び H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交における組合側出席者の言動が B 2 理事長に対するものとしてされたものがほとんどであると認めることができるものの、当該言動は、その全てが団体交渉における議題やルールについてのやり取りがされる中において原告からの回答の内容や対応の方法に対する応答としてされたものであると認めることができる。そうすると、当該言動が B 2 理事長に対してされたとしても、それは、団体交渉における学園側出席者の主要な発言者が B 2 理事長であったからにすぎないものというべきである。そして、本件全証拠を精査しても、被告補助参加人が原告の主張するような不当な動機を有していたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記㉠の主張も、採用することができない。

(3) 上記(1)及び(2)において検討したところによれば、H 2 4 / 1 1 / 2 7 団交において学園側出席者がその場を退席したことは、原告による正当な理由のない団体交渉の拒否に当たり、労働組合法第 7 条第 2 号に違反する不当労働行為に当たるといふべきである。

3 原告は、被告補助参加人の本件救済申立てにおける申立適格についての疑義をも指摘しているところ、当該指摘は、被告補助参加人の規約が労働組合法第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしていない旨を指摘するものと解される。しかしながら、使用者が労働委員会による労働組合法第 5 条第 2 項の事由についての審査の方法ないし手続に瑕疵があること又は審査の結果に誤りがあることのみを理由として救済命令の取消しを求めることはできないものと解される（最高裁昭和 3 2 年 1 2 月 2 4 日第三小法廷判決・民集 1 1 卷 1 4 号 2 3 3 6 ページ参照）。したがって、当該指摘は、当裁判所の本

件についての判断の帰すうを左右するものではない。

- 4 上記1から3までにおいて検討したところによれば、本件初審命令に対する再審査の申立てを棄却した本件命令は、適法なものというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第36部